**最新・中国法ニューズレター**

――――第3号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-6122-9507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 経営視点
 | ： | 税務当局に目を付けられないよう・・・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 国家税務総局の「増値税税率の調整に関する通知」・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4  |

***経営視点***

**税務当局に目を付けられないよう**

2018年4月2日、税務総局は全国税務調査業務のビデオ会議を開催し、新しいラウンドの税務調査の全面的な展開を明らかにし、税務総局局長は、各レベルの税務査察部門に対して脱税行為への撲滅に終始して厳しい態勢で臨み、文明、且つ公正な執法によって、国税と地税との連携査察を通じて、改革発展の大局によりよいサービスを提供するよう要求した。

閉会後、税務総局は最新の税収違法のブラックリストを公布し、同時に他部門と連携し懲戒に躍起し、それまでに全国に公布されたブラックリストに関わる998件の当事者に税金、滞納金及び罰金を完納させた。

このような脱税の撲滅に向けて作戦を急いでいる背景には2018年5月1日から新しい増値税税率政策の施行に由来しているとも考えられる。増値税の新税率の適用によって、通年2400億元の節税ができると思い込んだ納税者はきっと大喜びだろう。ところが、財政部門は、巨大な財政圧力に直面して、この「2400億元」の穴を埋めるにはありとあらゆる財源を見つからなければならず、納税者に目をつけることも不思議ではない。今回の「税務査察嵐」は各社にどんな影響を齎すか？税務局に目を付けられないようにするには何に気をつければいいだろうか？

まず以下の通りチェックしてみよう。

１、規定の期日通りに税務局に納税申告しなかったり、納税申告漏れをしたりしたことによって税務局より注意される。

２、会社の従業員人数、経営場所は財務諸表の収入の総額に見合わない。即ち、会社は社員を多く抱え、場所も広いが、財務諸表にわずかな収入しか記帳せず、通常の業務ぶりに適わない。または社員は少ないが、販売収入は多く、インボイスを虚偽発行した行為があると疑われる。

３、月末毎の粗利、納税金額の変動幅が大きく、多くなったり、少なくなったりして、業界の規律からかけ離れていると目をつけられやすい。

４、前受金、棚卸資産額は長期にわたり多く掛かっており、確認できる収入が少なく、納税額の過小が存在している。

５、設備規模、電気、水道費と営業収入との対比できない。即ち、設備が多いほど、水道電気使用量も多くなるはずだが、財務諸表上の収入が少ないことに対して、税務局より確認できる収入が少ないか否かと関心を持たされる。

６、その他未収金、その他未払金額が大きく、長期にわたり売り掛けている。即ち、株主配当は納税せず、その他未収金を経て会社資金を抜き出すのではないかと疑われる。

７、社員の平均給料は同業の相場より低く、実体からかけ離れる。即ち、個人所得税の納付を少なくするために、賃金を3500元以下まで押さえることに対して税務局からマークされる恐れがある。特に、サービス業界、ハイテク産業などにおけるハイエンド人材を必要とする企業は要注意される。

８、印紙税、不動産税など小項目税金を納めない。一般的に言えば、経営にかかる限り、多かれ少なかれの印紙税が生じる。会社の営業場所は自社か、あるいは賃貸するなら、不動産税に引っ掛かる。特にレンタルの物件に関して、賃貸契約の有無か、家主が不動産税を納めたかどうか税務当局が目を光らせる。

９、非経常的事項が発生し、たとえば、高額な資産（工場、土地、設備、対外投資などを含む）の譲渡、配当、資産廃棄、多額の不良債権などが発生し、それにかかる税金納付や税務処理をきちんと行わなければ、税務局の調査が入る。

１０、ドケチ企業。即ち、長期間にわたり、一銭の税金も払わなくて、或いは僅かな税金しか納めなく、税金負担率が同業界のレベルを遥かに下回っており、税務局に目を付けられる。

***重要法規解説***

**「増値税税率の調整に関する国家税務総局の通知」について**

国家税務総局は、2018年4月4日付「増値税税率の調整に関する通知」（以下、「通知」という）を公布し、翌月1日に実施することを決めた。その要点を以下の通り取り纏めてみます。

一、背景

最近、国務院常務会議では増値税の改革措置の深化を決められた。国家税務総局は、「通知」を通じてその改革措置を具現化し、来月1日より増値税の税率を引下げ、内外資企業に4000億元に及ぶ税負担を軽減し、市場の活力をもたらし、実体経済の発展を促す狙いある。

1. 調整内容

１、増値税課税販売行為または輸入貨物に関して、17 %と11 %の税率を、16 %と10 %に調整する。

２２２二、纳税人购进农产品，原适用11%扣除率的，扣除率调整为10%。

２、購入農産物に関して、控除率11 %を10 %に調整する。

三、纳税人购进用于生产销售或委托加工16%税率货物的农产品，按照12%的扣除率计算进项税额。

３、生産販売、または委託加工使用とする16 %税率の購入農産物に関して、12 %の控除率によって控除税額を計算する。

四、原适用17%税率且出口退税率为17%的出口货物，出口退税率调整至16%。原适用11%税率且出口退税率为11%的出口货物、跨境应税行为，出口退税率调整至10%。

４、17 %税率を適用し、且つ輸出還付率17 %とする輸出貨物に関して、輸出還付率17％を16 %に調整する。11 %税率を適用し、且つ輸出還付率11 %とする輸出貨物、越境課税行為に関して、輸出還付率11％を10 %に調整する。

五、外贸企业2018年7月31日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为，购进时已按调整前税率征收增值税的，执行调整前的出口退税率；购进时已按调整后税率征收增值税的，执行调整后的出口退税率。生产企业2018年7月31日前出口的第四条所涉货物、销售的第四条所涉跨境应税行为，执行调整前的出口退税率。

５、対外貿易企業が2018年7月31日前に輸出した貨物で調整前の税率によって購入した貨物は、調整前の輸出税還付率を適用する。生産企業が2018年7月31日前に輸出した貨物は、調整前の輸出税還付率を適用する。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 国家税務総局の「増値税税率の調整に関する通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2018/05/01 |
| 2 | 国家質量検験検疫総局の「「出入国検疫処理管理工作規定」の実施関連工作の善処に関する公告」 | 2018/03/01 |
|  | 国家発展改革委員会、最高裁、国土資源部の「信用喪失被執行者に対する不動産取引制限懲戒措置の実施に関する通知」 | 2018/03/01 |
| 3 | 国家食品薬品監督管理局の「より広範囲にわたる非特殊用途化粧品輸入テスト実施届出管理関連事項に関する公告」 | 2018/03/08 |
| 4 | 中共中央弁公庁、国務院弁公庁の「技術労働者待遇の向上に関する意見」 | 2018/03/22 |
| 5 | 財政部、商務部、文化と旅行部などの「通関入国免税店管理暫定弁法補足規定の配布に関する通知」 | 2018/03/29 |
| 6 | 財政部、国家税務総局の「環境保護税関連問題に関する通知」 | 2018/03/30 |
| 7 | 税関総署の「自主申告、自己納付適用範囲の拡大に関する公告」 | 2018/04/10 |
| 8 | 税関総署の「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」 | 2018/05/01 |
| 9 | 国家発展改革委員会、最高裁、財政部などの「一定期限内おける信用重大喪失者の列車搭乗の適宜制限、社会信用体系作りの推進に関する意見」 | 2018/05/01 |
| 10 | 国家発展改革委員会、最高裁、財政部などの「一定期限内おける信用重大喪失者の飛行機搭乗の適宜制限、社会信用体系作りの推進に関する意見」 | 2018/05/01 |
| 11 | 財政部の「「資源税徴収管理規程」の配布に関する公告」 | 2018/07/01 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）